

郵政事業の民営化に関する意見書

日本郵政公社は郵便、郵便貯金、簡易生命保険の各業務等を総合的かつ効率的に行うことを目的として、平成15年4月に国営の新たな公社として発足した。

明治4年の郵便創業以来、全国で2万4,700余局に及ぶネットワークを通じて、郵政事業は現在まで都市部を初め離島、中山間地域にあまねく公平なサービスを提供し続けており、本市においても郵便局は住民の交流の場としても活用され、住民生活の安定と福祉の増進に大いに貢献している。

山間地にある本市において、市内の各郵便局は郵政事業は勿論のこと、各方面において行政や地域の活動と積極的に連携し、住民生活のセーフティネットとしての機能をも果たし、日常生活にはなくてはならない存在となっている。

こうした中、政府の経済諮問会議において、郵政民営化の検討に当たっての基本原則が示され、本格的な議論をした上での最終報告が本年秋頃に予定されており、また小泉内閣総理大臣は先の施政方針演説で、平成17年に改正法案を提出することを明らかにした。

競争原理に基づいた民営化が実施されれば、不採算地域においては各種料金の値上げや郵便局の廃止も想定され、全国均質サービスの確保が困難になるなど、地域にとっては大きなマイナス要因ともなりかねず、構造改革の名の下に行われようとしている経済性のみを考慮した、地方の切り捨てとなる民営化には不安が大きく、反対せざるを得ない。

よって、国におかれては、郵政事業の民営化の検討を行うに当たっては、郵政事業が地域において果たしている役割の重要性に鑑み、サービスの充実、利便性の確保など、国が責任を持って公平な全国均質サービスを確保される方向で検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年7月7日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官
経済財政政策担当大臣